

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(四件) … (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課) … 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 … (景観司景観改善部七学物質対策課) … 二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件) … (同) … 三
- 告示(海区漁調)
- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限 … 六
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限 … 六
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限 … 七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件) … (産業労働局商工部地域産業振興課) … 七
- 肥料検査成績の公表 … (産業労働局農林水産部家畜保健衛生所) … 八
- 東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程 … (東京都職員共済組合) … 九

告示

●東京都告示第千六百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種 百五十号舎人五丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 足立区舎人五丁目地内
- 使用の部分 なし

●東京都告示第千六百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種 百四十九号西新井四丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 足立区西新井四丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千六百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第一号線
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 東村山町一丁目地内
- 使用の部分 なし

●東京都告示第千六百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 二 事業地 東村山市

●東京都告示第千六百六十八号

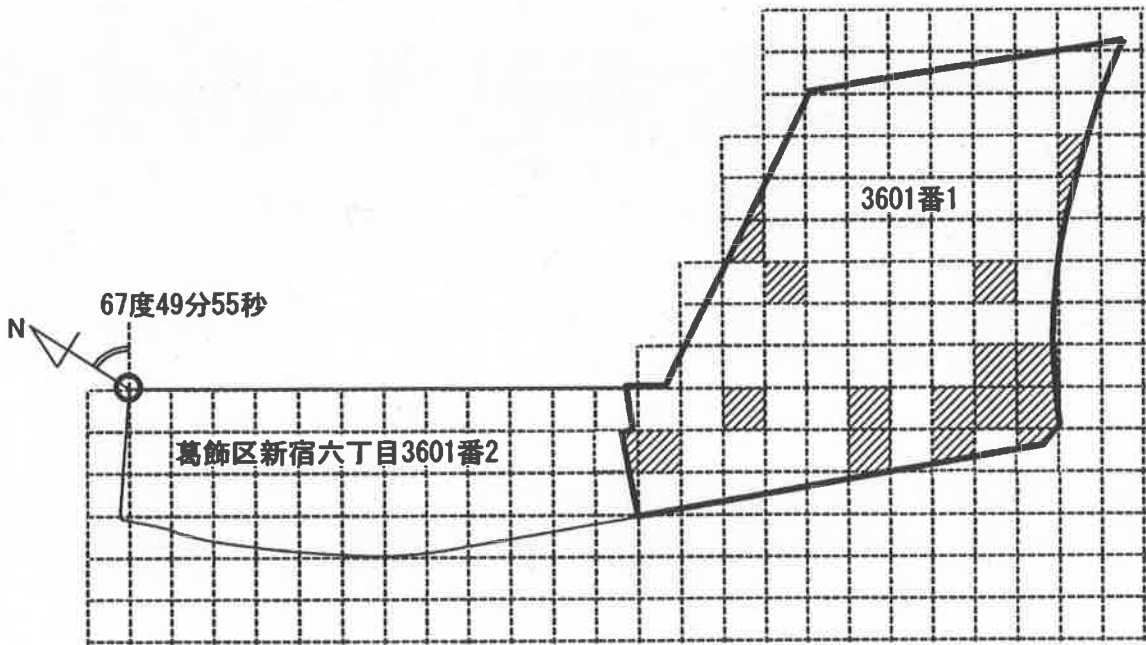
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【支点】

支点は、葛飾区新宿六丁目3601番2の最北端とする。

【格子の回転角度】 67度49分55秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界線
- - - 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域